

審 査 基 準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律など関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行が禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で、以下の(1)から(3)のすべてを満たす場合。
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならないが、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、愛知県道路交通法施行細則（昭和35年愛知県公安委員会規則第6号）第2条の2に掲げる事情があるため車両の通行が禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。

県公安委員会規則第2条の2第1項第1号に規定されている「日常生活に欠かすことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。

同条第1項第2号に規定されている「社会習慣」とは、冠婚葬祭等社会生活において習慣として広く認められているものをいう。

同条第1項第3号に規定されている「業務上の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施するため必要がある場合をいう。

また、第1号から第3号について「やむを得ないと認められる」場合とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に、他に手段を取ることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。